

建築部のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)が本年4月1日に施行されることに伴い、令和3年4月1日より省エネ適合判定に係る手数料を変更します。

省エネ適合判定通知書を交付されている場合の確認申請・完了検査の割増し

確認申請 (円)

床面積	確認申請手数料に加算する手数料
$S \leq 1,000\text{m}^2$	8,000
$1,000\text{m}^2 < S$	10,000

完了検査

(表-1) (円)

床面積による場合	完了検査手数料に加算する手数料
$S \leq 1,000\text{m}^2$	8,000
$1,000\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$	20,000
$2,000\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$	40,000
$5,000\text{m}^2 < S \leq 10,000\text{m}^2$	60,000

(表-2) (円)

検査項目による場合	完了検査手数料に加算する手数料
一項目につき	8,000

面積区分に応じた額(表-1)もしくは検査項目に応じた額(表-2)のいずれか小さい額とします。